

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年6月21日 午後3時00分～午後3時57分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長 徳永武次
副委員長 坂口健太
委員 瀬尾和敬
委員 森永靖子
委員 中島由美子

委員 成川幸太郎
委員 帯田裕達
委員 森満晃
委員 山元剛

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 下園政喜

広報委員長 犬井美香

○その他の議員

議員 井上勝博

議員 岩切正之

○説明のための出席者

総務部長 田代健一
総務課長 橋口堅
文書法制室長 久米道秋
財政課長 鬼塚雅之

企画政策部長 古川英利

市民福祉部長 小柳津賢一

医療福祉対策監 古里洋一郎

商工観光部長 有馬真二郎

教育部長 上大迫修

議会事務局長 道場益男

議事調査課長 川畑央

○事務局職員

事務局長 道場益男
議事調査課長 川畑央
課長代理 前門宏之
主幹兼管理調査グループ長 清藤操生

主幹兼議事グループ長 上川雄之
管理調査グループ員 堀之内孝充
議事グループ員 芦谷仁美

○審査事件等

- 1 請願の取扱いについて
 - 2 今期定例会に付議される議案等について
 - 3 陳情第3号 平成29年（2017年）10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情
 - 4 薩摩川内市議会会議規則の一部改正（案）について
-

△開 会

○委員長（徳永武次） 議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次） 御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長（川添公貴） 一般質問3日目ということで質問された方も御苦労さんでした。ぜひ今後もしろんな質問に関して、いい答弁を頂けた人はそのまま、また、なかった人は再度質問していただければ。

また、うれしいことに一般質問の答弁の中で、64歳以下の接種状況等が改善されまして、皆さん方の質問で、いろんなことが明らかになった議会かなとは思ってます。ありがたいことでした。ぜひ、市民の皆様を優先しながら、チャンスを我々も時期が来たらぜひ打っていきたいと思います。

それから、本日は、明日中日提案ということで何件か御審議をいただく予定です。慎重なる御審議をお願いしまして、挨拶に代えたいと思います。本日はよろしくお願ひします。

以上です。

△請願の取扱いについて

○委員長（徳永武次） それでは、請願の取扱いについてを議題といたします。

まず、提出のあった請願について事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央） それでは、資料1について説明をさせていただきます。

資料1に附属されています請願書を見ながら説明させていただきたいと思ひます。

請願の番号ですけれども、3番ですが、件名です。一番上にあります黒いゴシックの太字ですが、地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての請願書です。

提出者につきましては、角印のところにありますように、請願人が神田町3番22号の職員労働組合で執行委員長の外山律子様でございます。

なお、紹介議員が成川幸太郎議員となっております。

次に、受理日ですけれども、右上にありますまるのゴム印を御覧ください。本年5月24日に受理されております。

続きまして、中身について概要を説明させていただきます。

請願の趣旨の下のですけれども、ウイルスの出現等を捉えまして各種現況、課題等をまず1ページ目に書いてあるところでございます。

開いていただきまして、次のページに行きまして、記と書いてあるところの上でござひますが、今表面にありました現状等を踏まえまして、この請願で請願したいことの内容を書いてござひます。

内容は、政府予算と地方財政の検討にあつては、コロナ禍による新たな行政需要なども把握しながら、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう政府に記、下記以下の事項の実現、11項目ありますが、を求めますということとなっております。

11項目の概要につきましては、4番目、6番目を除きまして、それぞれの現況、課題等を捉えまして財源の総額の確保や財源措置を図ること、あるいは講じること。それから、減額措置を行わないこと、譲与税の譲与額を増大させること、地方税の税源移譲を行うことなど、財政面に関する項目が主なものとなっております。

また、4番目にありましては、デジタルシステムの標準化による大手企業の寡占化の防止やデジタル社会推進費の有効活用も含めて対応するよう求められたいとなっております。

また、6番目ですけれども、昨年度から始まりました会計年度任用職員制度について、処遇改善に伴う所要額の調査を行い、財政需要を十分に満たすこと。また、処遇改善が明確となるよう配慮することなどということになっておりまして、当局の所管といたしましては、総務部あるいは企画政策部の所管となっているというふうに見ております。

○委員長（徳永武次） ただいま説明がありましたので、取扱いを審査していきます。

まず、地方財政の充実強化に関する意見書提出についての請願書についてですが、同趣旨のものはこれまで総務文教委員会に付託されているよう

です。これを踏まえて付託先について質疑、御意見はありませんか。

○委員（坂口健太）例年これまでも総務文教委員会に付託されているようでありまして、11項目の請願内容についてもそれぞれ総務文教委員会の所管に関わる部分ですので、総務文教委員会に付託してはと考える。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、本請願の取扱い、総務文教委員会に付託することで御了承願います。

以上で、請願の取扱いについての審査を終了いたします。

ここで、当局が入室しますのでしばらくお待ちください。

~~~~~

午後3時 5分休憩

~~~~~

午後3時 7分開議

~~~~~

[休憩中に当局職員入室]

△今期定例会に付議される議案等の審議方法について

○委員長（徳永武次）次に、今期定例会に付議される議案等の審議方法についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料2、付議事件等区分表（案）を御覧ください。

6月22日上程となります提出予定議案であり、当局からの一般議案1件、補正予算2件の計3件となっております。

まず、議案第64号は、土地開発公社が借り入れる事業資金に係る債務保証を行うため、債務負担行為の融資限度額を変更しようとする令和3年度一般会計補正予算であり、6月22日の本会議審議にしてはと考える。

議案第65号は、手数料条例の一部改正で、デジタル社会形成整備法において、いわゆるマイナンバー法の一部改正がなされ、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行する主

体として明確に位置づけられたことにより、本市の個人番号カードの再交付に係る手数料を廃止しようとするもので、6月25日の生活福祉委員会に付託してはと考える。

議案第66号は、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴う生活困窮者の自立支援に係る令和3年度一般会計補正予算であり、歳入において財政課所管となります関係交付金の受入れ及び財政調整基金からの繰入れが含まれておりますことから、6月24日の総務文教委員会及び25日の生活福祉委員会に分割付託してはと考える。

次に、受理請願が1件、先ほど御協議いただきましたとおり、請願第3号は6月24日の総務文教委員会に付託してはと考える。

次に、今後の提出予定議案であります、記載のとおり最終日に人事案件が4件予定されているようであります。

最後に、今後の議運の開催予定であります、最終日の議運が7月5日の午前9時から予定されているところであります。

○委員長（徳永武次）ただいま事務局長から説明がありましたが、当局からの補足説明がありますか。

○財政課長（鬼塚雅之）それでは、議案第64号及び議案第66号について説明をいたします。

まず、第5回補正予算について説明いたしますので、予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正は、提案理由のとおり、債務負担行為の変更をするものであります。

次に、変更する債務負担行為の内容について説明いたしますので、3ページを御覧ください。

第1表債務負担行為補正の変更は、薩摩川内市土地開発公社事業資金融資元利金債務保証について、同公社が高城産業用地開発事業の資金として金融機関から借入れを行うため債務保証を行う必要があることから、限度額を記載のとおり変更するものであります。

引き続き、議案第66号、第6回補正予算について説明いたしますので、予算書の10ページ、歳入歳出補正予算額調を御覧ください。

本補正は、一般会計において980万円を増額するものであります。

それでは、その内容を説明いたしますので、

12ページ、2の歳出目的別を御覧ください。

民生費の生活困窮者自立支援事業費において、新型コロナウイルス感染症の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で一定の要件を満たす生活困窮世帯に対し、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給するための経費を計上するとともに、緊急小口資金等の申請期限が延長されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている生活困窮者等に対し、緊急生活支援金を給付する市社会福祉協議会への補助金を増額するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、11ページ、1の歳入を御覧ください。

国庫支出金において、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額するとともに、社会福祉費補助金として新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を計上するものであります。

繰入金において、今回の補正財源として、財政調整基金繰入金を増額するものであります。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバー。

○議員（井上勝博）土地開発公社のことなんですけれども、この内容については詳しいことは本会議できちんと説明されるんですか。

○総務部長（田代健一）本日は議会運営委員会でございますので、議案の大綱のみを示させていただくことにいたしまして、詳細な説明は本会議の議場のほうで所管の課長から説明させることで考えております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）ないですね、質疑、意見は尽きたと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等の審議方法についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後3時12分休憩

~~~~~

午後3時13分開議

~~~~~

〔休憩中に当局職員退室〕

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△陳情第2号 平成29年（2017年）

10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情

○委員長（徳永武次）委員会の設置についての陳情を議題といたします。

陳情文書表については、これまでに配付してありますので、朗読は省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

それでは、本日は、今後どのような形で審査を進めていくかについてを御協議願いたいと思います。

○委員（成川幸太郎）この陳情については、議運のほうに付託されたわけですが、今日のここで、これについて審議をしようと思えば相当時間も要することだろうと思います。継続審議にして、議会閉会後の途中でどっかじつくりと論議をするほうでさせていただければと、継続審議を求めます。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

○委員（森満 晃）スクールバスに関する百条委員会の設置についての陳情なので、百条委員会そのものに関するやっぱり、もうちょっと勉強したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、何かアクション起こしていかないと、このまましてもどうかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

ただいま継続審査と百条委員会の勉強中ですが、審査の進め方については今期定例会中の議運で諮るか、6月28日の予備日、閉会中の継続審査、こういうことがあります。また、審査に当たっては、ただいま意見がありましたように、何か勉強、資料に基づいて審議をしたほうがいいという話が

出ておりますが、どのようにしましょうか。

○委員（成川幸太郎）先ほど私も継続審査と、今、森満委員からありました百条委員会についての勉強もしながら継続審査をするということにしてはいかがと思いますが、どうでしょうか。

○委員長（徳永武次）ということは、当局に資料を提出してもらうということですね。

○委員（成川幸太郎）はい。

○委員（坂口健太）今回の陳情内容についての審査ではなくて、改めて、成川委員、森満委員の意見として、百条委員会とは何たるやというような勉強をしてはどうかということだと思いますので、事務局にそういった資料があればお願いができればと思ってございます。

○事務局長（道場益男）事務局といたしましても、考えられる資料は一応提供して、御審議に役立てていただければ幸いかと思いますので、そのような準備をさせていただきたいと思います。

○委員長（徳永武次）それでは、今後の審査の進め方については、百条調査の理解を深めた上で審査を進めていくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議がありませんので、そのように取り扱うことで御了承願います。

それでは、次回の委員会までに、事務局には資料の準備をお願いいたします。

ここで本陳情の取扱いについてお諮りします。先ほど本陳情については閉会中の継続審査としてはとの御意見がありましたが、そのように取り扱うことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、陳情は閉会中の継続審査とすることに決定しました。

なお、委員長において閉会中の継続審査の申し出を議長にしますので御了承願います。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後３時１８分休憩

~~~~~

午後３時１９分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

---

## △薩摩川内市議会会議規則の一部改正（案）について

○委員長（徳永武次）薩摩川内市議会会議規則の一部改正（案）についての審査日程に追加し、これを議題とします。

事務局に説明を求めます。

○議事調査課長（川畑 央）それでは、ただいまタブレットに表示されております資料３－３をもとに説明をさせていただきます。

議案形式に、これまで御協議いただいた議会会議規則の一部を改正する規則の議案形式にしたものでございます。

議会運営委員会の委員会発議ということで提出をしていただくことで、提出者としては議会運営委員会として徳永委員長の名前を掲示してございます。

それから、中段より若干下ですけれども、提案理由を書いておりますが、これまでも説明しておりますが、本会議及び委員会の欠席事由として、育児、看護、介護等を明文化するとともに、議員の出産に係る産前産後の欠席期間に関する規定の整備を図るほか、請願に係る押印規定の見直しを図ろうとするものであるということを提案理由として作成してございます。

開けていただきまして裏面ですけれども、これまで新旧対照表の形で規則の改正案を資料として示してきて、協議をしてもらいましたけれども、それを一部改正の議案の形式として形を整えたものでございまして、公布の日は施行の日からとしようとするということで案を作っております。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、薩摩川内市議会会議規則の一部改正（案）については、資料のとおりとし、議会運営委員会において発議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、  
そのように決定しました。

なお、会議規則の一部改正については、今期定  
例会最終日の上程予定となりますので、よろしく  
をお願いします。

以上で、薩摩川内市議会会議規則の一部改正案  
についての審査を終了します。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午後３時２３分休憩

~~~~~

午後３時５６分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻し
ます。

△閉 会

○委員長（徳永武次）議会運営委員会を閉会
したいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、
以上で、議会運営委員会を閉会します。

【卷末資料】

陳情文書表

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 2 号	受理年月日	令和 3 年 1 月 1 9 日
件 名	平成 2 9 年（2 0 1 7 年）1 0 月 2 3 日、県道 4 3 号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情		
陳 情 者	薩摩川内市入来町副田 5 8 5 2 番地 7 ・ 8 有限会社入来観光交通 取締役 坂元 和夫		
要 旨			
この事故は、平成 2 9 年 1 0 月 2 3 日、午後 5 時 3 0 分頃に薩摩川内市久見崎町で発生した道路横の電柱に衝突した回送のスクールバス（寄田・滄浪コース）事故である。 調査をお願いすることを以下に申し上げる。 一つ目は、平成 2 9 年 1 0 月 2 5 日には、車庫内での扉への接触と報告されていたことである。教育委員会は、当日 2 3 日午後 2 時頃に、電話で事業所の社長から破損した旨の連絡があったという文書が職員によって作成されている。 これは、極めて悪質な捏造で、提出された事故報告の中に証拠もあり、これに携わった職員の調査をお願いする。 二つ目は、平成 3 1 年 3 月 5 日に提出された顛末書で、3 月 1 4 日の総務文教委員会において、事故発生を午後 2 時頃から午後 3 時 3 0 分頃に変更した虚偽報告である。これについては、令和 2 年 9 月 1 日に前市長に宣誓書という形で文書が提出されている。（実際の事故発生時刻は午後 5 時 3 0 分頃。この日は月曜日で、水引小一斉下校午後 3 時 2 0 分発。湯田、西方便は中型バス。寄田、滄浪便は小型バス。この事故車両は、薩摩川内市からの貸付車両で、ドライブレコーダー装備で事故現場、時刻は隠すことはできない。このドライブレコーダーの SD カードは不明。） 薩摩川内警察署には、平成 3 1 年（2 0 1 9 年）4 月に届け出。発生時刻は 2 3 日午後 3 時 3 0 分頃として、久見崎町の事故現場で運転手の立合いのもと検証済みであるが、事故後、周囲の運転手に当時のことを詳細に話しており、この運転手と同事業所社員にドライブレコーダーを含めた再度の聞き取り調査をお願いする。 三つ目が、委員会の中で、教育委員会は事故後に電話があり、午後 4 時 4 0 分のことを話しているが、水引中発午後 4 時 4 0 分には、この事故をしたとされる車両は、損傷もなく出発している。二つ目に述べたが、この証言者と当日東郷小スクールバスの運転手、網津町で午後 6 時 1 5 分頃乗り換え車と離合した方、午後 4 時 3 0 分まで西方車庫で待機していた方を証人として、確認することをお願いする。（湯田、西方便の運転手の証言。水引中午後 5 時 4 0 分の最終便出発前に、寄田で事故をして遅れる旨の電話があり、また、東郷小スクールバスの運転手は午後 6 時前に事故の連絡を受け、寄田新田からの回送中であつたことを確認。） 四つ目が、事故車両は、自動車メーカーに修理依頼し、見積額は、5 4 7, 4 3 0 円。平成 3 0 年 2 月 1 日の修理完了報告では、5 4 9, 5 9 0 円である。実際には、板金塗装だけで、8 5 8, 2 5 4 円。鹿児島市内の業者から、自動車メーカーに請求書が出されている。破損した部品代については、おおよそ 9 7 0, 0 0 0 円（消費税別）で、この修理代金の合計額は約 2, 0 0 0, 0 0 0 円になる。これも薩摩川内市の税金で購入した資産が目減りした自動車メーカーを巻き込んだ虚偽報告。事故車両は、自動車メーカーの責任者が自ら鹿児島市内の修理工場へ運んでおり、2 社が自動車メーカーへ請求書を出しており、確認をお願いするものである。 五つ目は、薩摩川内市スクールバスの維持管理、修繕、保管に係る経費の中で、見積額が 5 0 万円以上の大規模修繕等については、修繕着手前に協議するものとあるが、全く協議した文書がないこと。決まっていることがおろそかになっているので、このことも調査してほしい。 六つ目は、平成 3 0 年 3 月 5 日市教発スクールバス運行業務委託について、2 社には参考見積依頼もなく、この事故を起こした業者に寄田、滄浪コースを平成 3 0 年度は随意契約（薩教総第 1 5 0 1 - 1 号～薩教総第 1 5 0 1 - 5 号）をした不正行為。このことについても、しっかり調査して説明をお願いする。（この随意契約は、寄田・滄浪コースの事故隠しで、ニュースサイトに薩摩川内市職員の内部告発。） 七つ目は、平成 3 1 年 3 月 1 4 日に提出された顛末書には、保険適用はなしと報告されているが、平成 3 1 年 2 月 1 4 日（木）午後 6 時 3 0 分頃に鹿児島市武岡台で新聞社（2 名）の取材に対して、事故を起こした運転手は保険を使ったはずと答えており、取扱店への照会をお願いするものである。 八つ目は、令和 2 年 4 月 6 日午後当該事業所の者が、水引小学校に通うスクールバス利用の保護者を脅迫した事実。（証拠動画と脅迫した文言あり。翌日、校長に相談。薩摩川内警察署にも令和 2 年 1 0 月 2 3 日と 1 2 月 1 8 日に相談。脅迫をされた翌日から今日まで 1 0 か月以上スクールバスに乗車させない深刻な問題が続いている。また、1 2 月末に警察が当該事業所の者に聞き取りをして、この保護者が入札妨害をしたと話している。） 令和 2 年 1 2 月 2 日に薩摩川内市教育委員会に私を含む 3 名の関係者が呼ばれ、この件は、スクールバスとは関係ないと話をされた。これは極めて異常なことで、少しでも早く正常な形に返していただくようお願いするものである。 平成 3 1 年 3 月 1 4 日の総務文教委員会において、委員の一人がその場に急に顛末書が出されたことで、調査権や捜査権がない市議会では、百条委員会を設置しない限り難しいとの意見を述べられた。ま			

た、昨年３月１１日の入札後に別の委員の一人は、私たちの意見を聞いてくださり、「新たな事故顛末書提出」について教育委員会と話をしていただいた。しかし、事故顛末書に不備があっても１か月の入札停止処分がなされ、既に対応は終えているとのことだった。

事故顛末書に不備があっても対応しない。このことが教育委員会とバス事業者との癒着である。

平成２８年（２０１６年）１月に長野県軽井沢町で大学生ら１５人が死亡、２６人が重軽傷を負ったスキーバス転落事故があった。事故で亡くなった方の遺族、恩師は「再発防止のためにまだやる必要がある」、「二度とあのような事故を起こしてはならない」と事故後５年過ぎ、話をされている。

国土交通省も運行会社のずさんな管理が事故の背景にあったことも指摘されている。

薩摩川内市長や市議会議員、市職員の皆様に思い起こしていただきたいのは、この１か月後の薩摩川内市スクールバス（水引小・中スクール寄田滄浪コース）事故である。２名が乗務して、湯島町の人家へ飛び込んで、スクールバスが大破した事故である。

夕方便１回目の回送中で、子どもたちは乗車しておらず、幸いに命に別状はなかったものの、一人は肋骨を骨折するという事故だった。

バス事業者は、安全運行を徹底しなければならないのは当然である。しかし、行政と事業者の癒着があり、議会が黙認すると事故は繰り返され、子どもの将来が絶たれる危険性がある。

バス事業者は、二度にわたり薩摩川内市長に虚偽報告（事故報告、顛末書）を提出、職員は公文書の捏造や総務文教委員会における虚偽答弁を再三行い、市議を愚弄し、また事業者は警察を騙しバス利用の保護者を脅かしたことは、決して看過できるものではない。

この問題をこのまま放置すると議員の資質を問われるだけでなく、薩摩川内市議会は議会が持つ行政の監視機能を放棄していると、市民は不信感が募り強い憤りを感じるだろう。

この問題は市議会がしっかり調査して、薩摩川内市を健全な行政に刷新しなくてはならない。癒着や忖度は行政機能を麻痺させるだけでなく、人も傷つけ犯罪にもつながる。

昨年１０月２５日に行われた薩摩川内市議選で新たな２６名が選出された。この中で、正義と使命感に燃える１０名が所属されている会の綱領の要旨の中には、公明正大、市民目線で諸問題に対処し市政発展に全力を尽くす。とあり、薩摩川内市に新しい風が吹くのではと、大いに期待するところである。

このようなことから、この問題は、薩摩川内市始まって以来の不祥事であり、派閥や会派を超え、百条委員会を立ち上げ、双方とも厳しく糾弾して、正常化し不良業者を排除し、腐敗したもの全て取り除くため下記の事項を陳情する。

記

スクールバス事故に関する百条委員会を設置し、バス事業者の事故隠蔽と、薩摩川内市教育委員会との癒着・不正を調査すること。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳 永 武 次